平成２４年（フ）第８７６号
福岡市南区塩原３丁目５番８号
債務者　原口　　學
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０９２号
福岡市東区美和台７丁目７番２号
債務者　小山　倫子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４９５号
福岡市博多区住吉５丁目１番15―502号
債務者　井上　研治
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６号
福岡県久留米市国分町1309番地３　国分ガーデンハイツ　Ｊ棟101号
債務者　有田　沙織
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９号
福岡県小郡市小郡880番地10　202号室
債務者　平塚　早苗
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０号
福岡県久留米市西町1139番地10　ののゆりコーポ404号
債務者　福永　滋夫
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡県久留米市北野町高良263番地３、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1057番地73　ベルソーナＢ101
債務者　黒田　羊助
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３０６号
佐賀県佐賀市末広２丁目13番31―２号
債務者　本郷　正博
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
佐賀県佐賀市八戸１丁目４番19号
債務者　坂井美代子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
佐賀県佐賀市神園２丁目10番９号
債務者　大庭　順一
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1137番地６
債務者　龍野　七重
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
佐賀県小城市小城町225番地11　西小路ハイツ南Ｂ202号
債務者　宮﨑　章博
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
佐賀県小城市小城町225番地11　西小路ハイツ南Ｂ202号
債務者　宮﨑美枝子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
佐賀県多久市南多久町大字下多久1580番地
債務者　内野　繁隆
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
　　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
広島県福山市引野町271番地３　ドミールつぼの101、旧住所広島県福山市伊勢丘５丁目13番33―４号
債務者　藤井　寿行
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
　　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第８１号
熊本市南区近見８丁目12番13―1005号　鉾町団地３棟
債務者　倉田　亜紀
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
　　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
大分市横田１丁目８番31号
債務者　萱島久美子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係